

5月1日(水)12:20～CRTスタジオで収録

憲法の学び方を考える

— 2024年憲法記念日を迎えて—

開倫塾

塾長 林 明夫

1. はじめに

(1) 昨日の5月3日は「憲法記念日」でしたので、本日の開倫塾の時間は「憲法の学び方」についてお話させていただきます。

(2) 言うまでもなく、

① 「日本国憲法は日本国の最高法規」(憲法第97条)です。

② 「天皇、内閣総理大臣を含む国務大臣、国会議員、裁判官すべての公務員は、日本国憲法を尊重し擁護する義務」(憲法第99条)があります。

③ 又、「国民もこの憲法が国民に保障する自由及び権利を、不断の努力によって保持しなければならない」(憲法第12条)責務があります。

(3) そうはいつでも、憲法に何が書かれているかを知らなくては、学びようがありません。年に1回の憲法記念日には、憲法の条文を声を出してお読みになることをおすすめします。

○ 4月から始まったNHK朝のTVドラマ「虎に翼」が大人気です。今週は、昭和10年ころが舞台です。主人公の父親が無実の罪で起訴され裁判が行われるシーンがたくさんみられました。そこで、現在の「日本国憲法」ではどのように規定されているかをみてみましょう。

人身の自由および刑事裁判手続上の保障(18条、31条～40条)

2. 〈奴隷的拘束・苦役からの自由〉

「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」(憲法第18条)

「奴隷的拘束・苦役からの自由」

3. 〈法定の手続の保障〉

「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」(憲法第31条)

「法律の定める手続」

「科刑手続の法定と適正」

「違法収集証拠排除法則」

「公判中心主義」

「罪刑法定主義」

↳ いかなる行為についていかなる刑罰が科されるかは、予め法律で定められなければならない

4. <不法な逮捕からの自由>

「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ逮捕されない」 (憲法第 33 条)

「不法な逮捕からの自由」
「令状主義」
「別件逮捕」 — 狭山事件
「現行犯」
「準現行犯」
「緊急逮捕」

5. <不法な抑留・拘禁からの自由>

「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」 (憲法第 34 条)

「不法な抑留・拘禁からの自由」
「弁護人に依頼する権利」
「被疑者国選弁護」
「接見交通権」
「抑留理由開示の制度」
「人身保護法」

6. <拷問および残虐刑の禁止>

「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」 (憲法第 36 条)

「拷問の禁止」
「残虐な刑罰の禁止」

7. <刑事裁判手続の保障>

(1) 「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」 (憲法第 37 条 1 項)

「公平な裁判所」
「起訴状一本主義」
「迅速な公開裁判」
「プログラムの規定」
「裁判迅速化法」
「公開裁判を受ける権利」

(2) 「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制手続により証人を求める権利を有する」 (憲法第 37 条 2 項)

「証人審問権」
「伝聞証拠排除法則(伝聞法則)」
「証人喚問制度」
「弁護人依頼権」
「証人審問権」
「伝聞証拠排除法則(伝聞法則)」

(3) <弁護人依頼権>

「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する」 (憲法第 37 条 3 項)

「弁護人依頼権」
「国選弁護人の制度」

(4)〈自己帰罪供述強要の禁止〉

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」
(憲法第 38 条 1 項)

「自己帰罪(自己負罪)拒否特権」
「自己に不利益な供述」
「黙秘権」

(5)〈自白の証拠能力・補強証拠〉

「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」
(憲法第 38 条 2 項)

「自白排除法則」
↳ 真実性において疑わしい場合が想定されるだけでなく、捜査機関などによる違法・不当な圧迫を根絶するためには、およそこの種の自白は証拠として使えないものしなければならないという判断によるもの

「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科されない」 (憲法第 38 条 3 項)

「自白補強法則」
↳ 被告人の架空な自白によって有罪とされることを防止するため

(6)〈事後法の禁止〉

「何人も、実行の時に適法であった行為については、刑事上の責任を問われない」
(憲法第 39 条)

「罪刑法定主義」
「事後法(ex post fact law)の禁止の禁止」
「遡及処罰の禁止」

(7)〈一事不再理〉

「何人も、既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない」
(憲法第 39 条)

「一事不再理」
「二重処罰の禁止」
「二重の危険の禁止」

(8)〈刑事補償〉

「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」
(憲法第 40 条)

8. 司法権の独立

〈第 6 章司法〉 第 76 条～第 82 条

(1) 「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」
(憲法第 76 条 1 項)

(2) 「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」
(憲法第 76 条 3 項)

(3)〈裁判の公開〉

「裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ」
(憲法第 82 条)

9. 憲法の最高法規性と憲法尊重義務

(1) 「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」
(憲法第 97 条)

「基本的人権の保障の徹底」

(2) 「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」
(憲法第 98 条)

「憲法の最高法規性」

↳ この実質的根拠は「基本的人権の保障の徹底」

(3) 「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」
(憲法第 99 条)

「公務員等の憲法尊重擁護義務」

(4) 「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」
(憲法第 12 条)

「国民の憲法尊重擁護の責任」

— 2024 年 5 月 1 日記 —